



杉並区

30.11.7
杉並区広報課

上場株式等に係る配当所得等に関する特別区民税・都民税の税額算定誤りについて

杉並区の上場株式等に係る配当所得等に関する特別区民税・都民税の税額算定方法の一部に誤りがあったことが判明しました。

今後、対象の方にお詫びしたうえで、税額が変更となる場合には、増額分の納付又は減額分の還付に関する手続きを進めるとともに、改めて関係法令等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

本年9月、他区から上場株式等に係る配当所得等に関する特別区民税・都民税の税額算定方法に誤りがあった旨の情報提供を受け、当区において確認したところ、同様の誤りがあったことが判明しました。

平成15年の地方税法の改正に伴い、特別区民税・都民税の納税通知書送達後は、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が提出されても、同配当所得等は特別区民税・都民税の税額算定に算入できないこととされました。

しかし、特別区民税・都民税の税額は、原則として確定申告書に記載された内容を基に算定することから、送達後の同配当所得等についても、確定申告書の内容どおりに処理するものと誤って解釈し、税額算定に算入したため発生しました。

○対象

平成17年度から平成30年度までの間に、「特別区民税・都民税の納税通知書の送達後、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が提出されたもの」のうち、地方税法第17条の5の規定により、「税額の増額」は3年分（平成28年度から平成30年度まで）、「税額の減額」は5年分（平成26年度から平成30年度まで）。

○件数及び金額

130件

（内訳）・税額が増額（追徴）32件（総額 527,156円）

・税額が減額（還付）74件（総額1,299,700円）

・内容修正（税額変更なし）24件

○再発防止の対策

区民の皆様にご迷惑をおかけしたことを心からお詫びするとともに、改めて関係法令等の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。